

## 4. 2040年に向けた政策の方向性

- DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが我が国の産業競争力に直結する状況。2040年度に向けて、本計画と「GX2040ビジョン」を一体的に遂行。
- すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。
- エネルギー危機にも耐えうる強靭なエネルギー需給構造への転換を実現するべく、徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。
- 2040年に向け、経済合理的な対策から優先的に講じていくといった視点が不可欠。S+3Eの原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく。

## 5. 省エネ・非化石転換

- エネルギー危機にも耐えうる需給構造への転換を進める観点で、徹底した省エネの重要性は不变。加えて、今後、2050年に向けて排出削減対策を進めていく上では、電化や非化石転換が今まで以上に重要となる。CO2をどれだけ削減できるかという観点から経済合理的な取組を導入すべき。
- 足下、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれており、半導体の省エネ性能の向上、光電融合など最先端技術の開発・活用、これによるデータセンターの効率改善を進める。工場等での先端設備への更新支援を行うとともに、高性能な窓・給湯器の普及など、住宅等の省エネ化を制度・支援の両面から推進する。トップランナー制度やベンチマーク制度等を継続的に見直しつつ、地域での省エネ支援体制を充実させる。
- 今後、電化や非化石転換にあたって、特に抜本的な製造プロセス転換が必要となるエネルギー多消費産業について、官民一体で取組を進めることが我が国の産業競争力の維持・向上に不可欠。

## 6. 脱炭素電源の拡大と系統整備（続き）

### ＜原子力＞

- 原子力は、優れた安定供給性、技術自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少なく、また、一定出力で安定的に発電可能等の特長を有する。こうした特性はデータセンターや半導体工場等の新たな需要ニーズにも合致することも踏まえ、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。
- 立地地域との共生に向けた政策や国民各層とのコミュニケーションの深化・充実、核燃料サイクル・廃炉・最終処分といったバックエンドプロセスの加速化を進める。
- 再稼働については、安全性の確保を大前提に、産業界の連携、国が前面に立った理解活動、原子力防災対策等、再稼働の加速に向け官民を挙げて取り組む。
- 新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置については、地域の産業や雇用の維持・発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限り、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく。その他の開発などは、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- 次世代革新炉（革新軽水炉・小型軽水炉・高速炉・高温ガス炉・フュージョンエネルギー）の研究開発等を進めるとともに、サプライチェーン・人材の維持・強化に取り組む。

### ＜火力＞

- 火力は、温室効果ガスを排出するという課題もある一方、足下の供給の7割を満たす供給力、再エネ等による出力変動等を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として、重要な役割を担っている。
- 足下の電力需給も予断を許さない中、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていく。具体的には、トランジション手段としてのLNG火力の確保、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進めるとともに、予備電源制度等の措置について不断の検討を行う。

\* CCUS : Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage (二酸化炭素回収・有効利用・貯留) 5

## 「第7次エネルギー基本計画」等の閣議決定について【会長コメント】

2025年2月18日  
電気事業連合会  
会長 林 欣吾

本日、「第7次エネルギー基本計画」、「GX2040ビジョン」および「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。

第7次エネルギー基本計画およびGX2040ビジョンにおいては、エネルギー安全保障と安定供給を第一に据えた上で、脱炭素に向けた野心的なビジョンの完成と様々な不確実性がある中で経済成長を目指すため、使える技術は全て活用するという現実的な方針が提示された。我が国のエネルギー政策の強い決意が示されており、大変意義あるものと受け止めている。

今後、本計画に則った政策の実行断面への移行に当たっては、電源開発にかかるリードタイムも考慮し、スピード感をもちつつ、実効性の高い政策が展開されることを期待したい。一方、様々な不確実性があることを踏まえれば、政策は硬直的ではなく、柔軟なものとすることが最も重要である。

具体的には、トランジション期における既設火力維持に向けた制度措置や、あらゆる電源投資を対象としたファイナンス環境整備や投資回収の予見性の向上が重要となる。原子力については、2040年以降の設備容量減少を踏まえれば、いざれは新増設が必要であり、サプライチェーンや技術、人材を維持確保するための開発目標量の設定や、廃炉を決定した発電所を有する事業者のサイト内での建て替えに限定しない開発・設置が必要と考えている。

加えて、排出量取引制度について、トランジション期における企業の脱炭素技術への投資余力を損なうことがない削減水準等の設定や、エネルギー間の公平性の観点も踏まえた有償オークションの対象拡大など、今後の詳細設計に当たっては丁寧な議論が必要と考えている。

エネルギーは国民生活や経済活動の基盤でありS+3Eの原則の下、安全性の確保を前提に、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性と環境適合性の向上に向けて、最大限取り組みを進めていくことが重要となる。

私どもとしては、これら計画の中で示されたエネルギー安定供給確保と経済成長、脱炭素の同時実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入、安全を大前提とした原子力発電の最大限の活用など、各分野での取り組みを加速することで国のエネルギー政策に貢献していく所存である。

以上

## 環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況

(2024年3月31日時点)

|                        | 道路 | 河川 | 鉄道 | 飛行場 | 発電所 | 火力 | 風力  | 太陽光 | その他 | 処分場 | 埋立て、干拓 | 面整備 | 合計 <sup>5</sup> |
|------------------------|----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----------------|
| 手続実施 <sup>1</sup>      | 97 | 11 | 19 | 16  | 662 | 83 | 542 | 16  | 21  | 7   | 20     | 22  | 854             |
| 手続中                    | 14 | 1  | 2  | 2   | 367 | 10 | 341 | 12  | 4   | 1   | 3      | 2   | 392             |
| 手続終了 <sup>2</sup>      | 72 | 9  | 15 | 13  | 204 | 60 | 125 | 3   | 16  | 6   | 15     | 15  | 349             |
| 手続中止 <sup>3</sup>      | 11 | 1  | 2  | 1   | 91  | 13 | 76  | 1   | 1   | 0   | 2      | 5   | 113             |
| 環境大臣意見・助言 <sup>4</sup> | 86 | 10 | 17 | 19  | 721 | 89 | 591 | 17  | 24  | 1   | 4      | 17  | 875             |
| 配慮書                    | 15 | 0  | 2  | 5   | 462 | 30 | 417 | 9   | 6   | 1   | 0      | 2   | 487             |
| 方法書                    | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0      | 0   | 0               |
| 準備書・評価書                | 71 | 10 | 15 | 13  | 259 | 59 | 174 | 8   | 18  | 0   | 4      | 15  | 387             |
| 報告書                    | 0  | 0  | 0  | 1   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0      | 0   | 1               |

1) 手続実施：環境影響評価法の施行時及び対象事業の追加に係る政令の施行時に制定された経過措置に基づき、条例や行政指導等の手続から環境影響評価法の手続に移行した事業を含めて集計した。

2) 手続終了：評価書の手続が終了した事業及び第2種事業に係る判定の結果、方法書以降の手續が不要と判定された事業を集計した。なお、評価書手續後に報告書手續が予定されている事業についても、便宜的に評価書の手續が終了したものと手続終了として集計した。

3) 手続中止：対象事業の廃止について、政令に基づく通知や公告が行われた事業を集計した。

「環境影響評価法の一部を改正する法律案において、同法に基づく環境影響評価が実施されていない項目及び事業についてまで建替えの際に一部の手続を省略できる等とすることに反対する会長声明

2025年3月11日、環境影響評価法の一部を改正する法律案（以下「アセス法改正案」という。）が閣議決定された。

アセス法改正案には、環境アセスメント手続の対象となる工作物の建替事業について重要な手續を省略できることと事業者の同意を要件としてアセス図書の継続公開を可能とすることが含まれているが、これらの点については重大な問題が存する。

当連合会は、2022年11月16日付け「メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う、災害の発生、自然環境と景観破壊及び生活環境への被害を防止するため、法改正等と条例による対応を求める意見書」において、メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う問題を踏まえ、より厳格に環境アセスメントを実施すべきことやアセス図書の公表・縦覧を是正すべきことを求めた。

ところが、アセス法改正案は、第一に、原子力発電や火力発電等の発電所事業一般を含む全ての事業について、工作物の建替えの際には、計画の立案段階における配慮書作成手続における計画段階配慮事項ごとの調査等の記載を不要とする結果、法令上義務付けられている複数案の検討も不要となるというものであり、ここに重大な問題が存する。

計画の立案段階における配慮書作成手続は、計画案が固まった段階での環境アセスメントでは実効的な環境影響の回避・低減が困難となることを理由として、2011年の環境影響評価法改正で導入されたものである。とりわけ、位置等の異なる複数案の検討の義務付けは、環境アセスメントの実効性確保のために極めて重要である。

また、アセス法改正案が、建替えの場合について環境アセスメント手続を一部省略することとした理由としては、最初の建設に先立って実施された環境アセスメントにより環境影響が明らかにされているという点が考えられる。しかし、1997年12月の環境影響評価法施行前に建設された工作物（風力発電以外の事業では、建替え対象事業のほとんどが該当する。）については環境アセスメントが実施されておらず、また、2013年の法改正（平成25年法律第60号）により初めて環境アセスメントの対象とされるまで、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが主要な項目について実施されていなかった事業もあるため、それらの事業についてまで手続を省略できることを正当化することはできない。

さらに、アセス法改正案策定の過程では、当初は、再生可能エネルギーの拡大が急がれる中、風力発電事業について、効果的・効率的に環境アセスメントを行うための制度対応のみが検討されていた。しかし、2025年3月6日に公表された「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」の中で、唐突に、今回の制度改正が提案され、その後に、それに沿った内容がアセス法改正案として決定され、国会に上程されたというもので、法案制定過程において十分な議論もなされていない。

また、第二の問題は、アセス法改正案が、アセス図書の意見提出期間経過後の継続公開について事業者の同意を必要としている点である。

アセス図書には、環境影響評価について国民が意見を述べる機会を確保し、それに対する事業者の対応によって環境保全を実現していく過程を記録・公表し、検証可能とするという重要な役割がある。したがって、アセス図書は、意見提出期間の経過後も広く公開され、誰でも閲覧できるようにすべきである。

この点、アセス法改正案が、アセス図書について、意見提出期間中だけではなく意見提出期間を経過した後の継続公開を可能とした点は評価し得るもの、アセス図書の重要性に鑑みれば、その継続公開について事業者の同意は不要とすべきである。

以上の理由により、当連合会は、アセス法改正案のうち、環境影響評価法に基づく環境影響評価が実施されていない項目及び事業についてまでも、環境アセスメント手続の対象となる工作物の建替事業について手続を省略できることとしていること及び意見提出期間経過後の継続公開について事業者の同意を必要としたことに対し、反対する。

2025年（令和7年）5月23日  
日本弁護士連合会  
会長 渕上 玲子